

## 学習資料

井手元 JR西会長・深澤 JR東会長



証人尋問への道は開いた!

# 国鉄1047名解雇撤回 闘争の歴史的勝利へ!

東京高裁 東裁判長 「JR設立委員会 不当労働行為  
認定か証人採用か」と明言!

1月23日に開催された1047名解雇撤回裁判の第2回控訴審では、国鉄闘争の歴史的勝利に向かう決定的な前進がかけられました。裁判長は、設立委員会が行った不当労働行為について、中労委（JR側）に対して、事実として認めるのか、争うのかを問いました。そして、認めるなら「設立委員会の不当労働行為」を事実として判決を出す、争うなら「証人を採用する」と明言したのです。

全国の力を結集し、東京高裁を包囲したこの間の闘いが、事実を認定せざるを得ないところに裁判所を追い込みました。これまで千葉県労委、中労委、東京地裁は、徹底して真実から逃げ続けてきました。しかし、われわれはついに真実に手をかけたのです。

労働運動を潰し、戦争へと突き進もうという国家権力を打ち破る「壁」も、「あと一歩」で打ち破るところにきています。

この中で国家権力もただちに動いてきました。東裁判長が「高松高裁長官へ出世」という形式で東京高裁から追い出されたのです。国鉄闘争勝利に向けて、改めて闘いの力が決定的に重要になっています。本資料では、この間の裁判闘争等の資料をまとめました。解雇撤回・JR復帰の署名運動へのご協力をぜひお願い致します。

# 「3度目のやり直し」裁判

この裁判は、国鉄の民営化・J R発足に際する不採用の不当性を争う「3度目のやり直し」裁判です。「第1ラウンド」では、J Rの偽証によって「J Rに法的責任なし」と判断されました。闘いを継続するために旧国鉄を相手に裁判闘争をおこし、解雇撤回の闘いを継続しました。

この裁判の中で、衝撃的な事実が明らかになりました。動労千葉の組合員らは「不採用通知」の直前まで採用候補者名簿に登載されており、急遽作られた「不採用基準」によって排除・選別解雇されていたのです。2015年、「不採用基準は不当労働行為」だと最高裁で確定しました。

一方で、不採用基準を作ったのが旧国鉄か、J Rだったのかは闇の中でした。しかし、J R設立委が不採用基準の策定を指示し、委員会として正式に決定していた事実を突き止めました。国鉄改革法で「J R設立委の行った行為はJ Rの行為」と規定されており、不当解雇の責任がJ Rにあることは明らかです。J Rは自分自身が不当解雇の「犯人」であることを百も承知で、裁判で30年以上にわたって嘘をつき続けていたのです。

この暴き出した真実をもって、「3度目のやり直し」として労働委員会に提訴し、現在は東京高裁で行政訴訟として争っています。

## 【第1ラウンド：J Rに解雇撤回求める】

### 労働委員会「採用差別の責任はJ Rにあり」 →裁判所「J Rに責任なし」

ただし「J R設立委員自身が不当労働行為を行った場合は別」

国鉄分割・民営化（87年4月）を前に同年2月16日、多くの動労千葉・国労・全動労組合員に「J R不採用」が通告されました。動労千葉は直ちに新会社（J R）に対して雇用関係の確認＝採用を求めて裁判を起こしました（87年3月）。さらに1年後の88年3月に千葉県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。

これが今日まで続く裁判・労働委員会闘争の「第1ラウンド」です。

労働委員会は「採用差別は不当労働行為」と明確に認定し、「全員のJ R採用」を命ずる救済命令を出しました。ところが裁判所は、労働委員会の命令を覆して「J Rに法的責任なし」と判決しました。「不当労働行為があったとしても、J R設立委員自身が行った場合は別として、その責任は国鉄にある」というのです。

それは何人首を切っても、その責任が新会社J Rに及ばないように仕組まれた国家的不当労働行為＝国鉄改革法を根拠にしたものでした。

## 【第2ラウンド：旧国鉄相手に闘争継続】

# 実は名簿に載っていた?! 隠された真実が明らかに! 最高裁で「不当労働行為」確定

ここから解雇された労働者たちの第2ラウンドの闘いが始まります。旧国鉄＝鉄建公団を相手に裁判闘争を開始したのです。私たちは、その闘いの中から原職＝JR復帰の道をこじ開けようと決意しました。

2009年12月、衝撃の事実が明らかになります。東京地裁で行われた伊藤嘉道（国鉄職員局補佐・当時）の証人尋問で「動労千葉の組合員12人など不採用になった117人がもともと採用候補者名簿に記載されていた」「直前になって名簿不記載基準を策定して名簿から排除した」ことが明らかになったのです。

この決定的事実を前に東京地裁・白石裁判長は、「名簿不記載基準の策定は不当労働行為」と認定し、「不採用基準の策定がなければ117人はJRに採用されていた」と明記したのです。この判決を行ったことで白石裁判長は閑職にとばされますが（白石事件）、その判断は10万筆を超える署名運動が力となって2015年6月、「名簿不記載基準の策定は不当労働行為」は最高裁で確定しました。

## 【第3ラウンド：改めてJRに解雇撤回求める】

# JRの偽証は暴かれた！ すべてやり直せ！ 「時効」理由に免罪は裁判所の犯罪

隠された真実はすべて暴かれました。しかし、JRは団交にすら応じず、責任を頬被りしました。これに対して、裁判のやり直しを求めて2018年5月、新たな労働委員会闘争を開始しました。

東京地裁は24年11月13日、「時効」を口実にして真実を明らかにすることを拒否し、国鉄分割・民営化の国家的不当労働行為を容認する許しがたい判決を出しました。現在、闘いの場は東京高裁に移っています。

すでにJRの30年以上にわたる主張がすべて偽証、大ウソであることが明らかになっています。JRは自らが直接名簿からの選別・排除を指示・決定した「不当労働行為の犯人」だと百も承知でウソをつき続け、真実を隠し続けてきたのです。

これを「時効だ」と免罪するのは、「裁判所の犯罪」です。すべての審理をやり直すべきなのです。

# 闘いの力で道を切り開いた!

「1回結審」を構えていた東京高裁に「JR設立委の不当労働行為を認めなければ証人採用」と明言させたのは、何より闘いの力です。ついに法廷の場で、国家的不当労働行為の「隠された真実」が明らかになるうとしています。

国鉄改革法では「JR設立委の行った行為はJRの行為」と規定されています。すでに名簿不記載基準の策定そのものが不当労働行為であることは最高裁で確定しました。それをJR設立委が行ったことがはっきりすれば、「JRの不当労働行為による解雇」であることが明確になります。結論は「解雇撤回・JR復帰」以外にありえません。

## 25年9月19日 「警備法廷撤回・大法廷開催」かちとる 第1回控訴審



25年9月19日 署名をたすさえ  
東京高裁前でアピール

当初、東京高裁は第1回裁判から「警備法廷」を指定してきました。裁判が始まる前から「嚴重警備」を前提にしたのです。明らかに「何一つ審理せずに結審」が狙われていました。

しかし、署名提出と抗議の申入れで警備法廷指定の撤回と大法廷での開催をかちとりました。裁判当日は全国から240人が集まり、結審することも許しませんでした。

## 26年1月23日 第2回控訴審

## 「JR・中労委が不当労働行為を認め なければ証人採用」と明言

この日の闘いには全国から220人が結集。

これまでJRも裁判所も、「仮にJRが不当労働行為を行っても関係ない」と主張してきました。「除斥期間」を過ぎているから、内容に関わらず「無効」だということです。

しかし今回、裁判長は「JR設立委の不当労働行為を認めないなら証人採用」と明言しました。闘いの力で「JRが不当労働行為を行ったかどうか」認定せざるをえないところに追い込んだのです。

証人採用しないことも井手・深澤が証言から逃げることも許されません。闘いの力で井手・深澤の証人尋問を実現しよう。



26年1月23日  
東京高裁包囲デモ前アピールを締めくくると動労千葉・渡辺書記長

いよいよ国家的不当労働行為  
の真実が暴かれる時が来た!

# 「認めなければ<sup>井手</sup>証人尋問」とされたJR設立委の不当労働行為

- 動労千葉組合員を含む者は、当初、採用候補者名簿に記載されていた。しかし、1987年2月2日頃、JR設立委員会の齋藤委員長は、葛西および井手から、「労働処分を受けた者をそのまま採用することには問題がある」との趣旨の意見を受けた。
- 齋藤委員長はこれを了承し、不採用基準の策定を葛西に指示した。その結果、葛西ら（国鉄）が不採用基準を策定した。
- 同年2月12日、設立委員会第3回会合において、葛西らが策定した不採用基準を、設立委員会委員長案として提出し、設立委員会として正式に決定した。
- 同会合では、国鉄が当該不採用基準を適用し、動労千葉組合員らを排除した採用候補者名簿に記載された労働者を採用すること、ならびに、排除された組合員を採用しないことが決定された。
- その後、同年4月1日のJR各社設立までの間、採用候補者名簿から排除された組合員を採用する決定を行わなかった。

## 真実が明らかになれば結論は「解雇撤回・JR復帰」以外ない



# あらゆる壁を越え闘い抜き ついに掴んだ「勝利の展望」

## ◇ 4 党合意と国労本部の屈服

J Rに解雇撤回を求める「第1ラウンド」の闘いで、裁判所が「J Rに法的責任なし」とする判決を出したことは、闘いの側に大きな衝撃を与えました。もっとも多く解雇者が所属していた国労の本部はこの判決で展望を失い、政治和解にのめりこんでいきます。

この中で2000年5月、政権与党の3党（自民、公明、保守）と社民党が1047名解雇についての「解決の枠組み」（4党合意）をまとめました。それは、国労に対して「J Rに法的責任がないことを認めると、組合の全国大会で決定せよ」という全面屈服を求めるものでした。国労本部はこれを容認し、解雇者当該をはじめ全国の組合員・支援の仲間からは当然にも激しい怒りの声が上がりました。しかし、何度かの大会休会ののち、暴力的に決定が強行されました。

怒った解雇者たちは「闘う闘争団」を結成して裁判闘争を継続します。与党3党は国労本部に裁判取り下げと闘争団の切り捨てを要求します。国労本部は和解のために自らの組合員を激しく弾圧しますが、結局2002年12月に与党3党が4党合意から離脱を表明し、政治和解は白紙になりました。

## ◇ 4・9 政治和解と国鉄闘争全国運動

しかし、政府はその後「和解」という形で国鉄分割・民営化を労働組合の側から認めさせようとしてきました。2010年4月9日、国労の闘争団をはじめ、動労千葉を除くすべての団体が政治決着に合意します。「解雇撤回」や「謝罪」もなく、国鉄分割・民営化を正当化する和解であり、闘いは重大な危機を迎えました。

この中で動労千葉は、「1047名の人生をかけた闘いが踏みにじられようとしている」「国鉄分割・民営化との闘いは何ひとつ終わっていない」「国鉄闘争の火を消してはならない。この闘いの勝利の中に労働者と労働組合の未来がかかっている」と訴えました。この呼びかけに応え、国鉄闘争全国運動が結成され、多くの呼びかけ人をはじめ全国の仲間が力を結集し、闘いを継続させました。その闘いが真実を暴き、「第2ラウンド」の最高裁段階では10万筆の「解雇撤回・J R復帰」署名を集め、「不採用基準そのものが不当労働行為」と最高裁で確定させたのです。

## ◇ 政府はなぜ「組合決定」にこだわったのか

この闘いは、なぜ政府が「労働組合に分割・民営化を認めさせる」「J Rに法的責任なしと組合決定させる」ことにこだわったのかも明らかにしました。

「4党合意」時点で、すでに裁判所は「J Rに法的責任なし」の判決を出していました。

しかし、彼らは国鉄1047名解雇が実際には「組合差別による不当労働行為」であり、何の正当性もないことを知っていたのです。だから、「J Rに法的責任なし」を「労働組合に自ら決定させる」こと、労働組合を屈服させることにこだわったのです。

動労千葉を先頭とする闘いはついに、この全歴史をひっくり返す勝利に手をかけたのです。

## ◇最高裁の判例変更

今回の控訴審闘争の背景で、旧優生保護法に関する違憲・国賠訴訟の最高裁判決（24年7月3日）が出されたことは裁判上の大きな転機になっています。最高裁が「除斥期間」に関する判例を変更したのです。

労働委員会への不当労働行為の申立ては「不当労働行為があった日から1年」とされています。この「申立期間」は、期間を越えたものは申し立てることから除外される「除斥期間」です。「除斥期間」に関する以前の最高裁判例は、「除斥期間を越えた場合、無条件に無効」というものでした。これまで千葉県労委、中労委、東京地裁は、この1点で形式的に切り捨て、真実を一切明らかにしようとしませんでした。

しかし、旧優生保護法をめぐる最高裁判決で、「除斥期間を過ぎたから無効」という主張についても、当事者の主張が必要で、その主張を認めてよいかを判断しなければいけなくなりました。「事実を一切調べずに切り捨てる」ということはできなくなったのです。

### 最高裁が「除斥期間」に関する判例を変更 (旧優生保護法違憲 国家賠償請求訴訟 24年7月3日)

#### ○これまでの最高裁判決

- ・「除斥期間」について、期間経過後に裁判が提起された場合、当事者から「除斥期間が経過しているから無効」という主張がなくても、「すでに請求権が消滅した」と扱うべき。
- ・「除斥期間の主張が信義則違反、または権利濫用である」という主張は、主張すること自体ができない。

#### ○判例を変更した最高裁判決

- ・「除斥期間の経過によって請求権が消滅した」といって、国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認できない。
- ・「不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間」という法律が作られた趣旨を考えれば、除斥期間が経過すれば請求権は法律上当然に消滅すると考えるべき。
- ・しかし、そこからさらに進んで「当事者の主張がなくても当然に消滅」「除斥期間の主張が信義則違反、または権利濫用という主張自体が無効」としてしまえば、今回のように著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することのできない結果をもたらすことになりかねない。
- ・「除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用となる場合もあり得る」と考えるべき。
- ・この立場で検討すれば、裁判所が除斥期間の経過によって請求権がなくなったと判断するためには、当事者からの主張がなければならないと考えるべき。
- ・そして、「除斥期間の経過によって請求権が消滅した」とすることが、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、「除斥期間の主張が信義則違反、または権利濫用であり許されない」と判断すべき。
- ・これと異なる以前の最高裁判例はいずれも変更すべき。

# 極まるJRの「悪質さ」— 真実を知る井手・深澤の証人尋問を

## ◇国会附帯決議を踏み越え選別解雇したJR

国鉄分割・民営化に際する採用差別・選別解雇において、JRが果たした役割は重大で悪質です。「第2ラウンド」では、動労千葉の組合員らは「不採用通知」の直前まで採用候補者名簿に登載されており、急遽作られた「不採用基準」によって排除・選別解雇されていたことが暴かれました。

こうした事態が起こったのは、本州・四国での採用希望者が想定を大幅に下回ったからです。JRに採用されるべき人数は閣議決定によって決められていました。一方で、国鉄分割・民営化の際の国鉄当局、労働運動の側から裏切った動労本部革マルらによる職場での激しい、悪らつな攻撃によって、多くの国鉄労働者は自ら職場を去りました。その結果、本州・四国のJR採用希望者が閣議決定した採用人数を下回ったのです。

国鉄改革法が労働組合差別に利用されることは、法律が作られる段階から懸念されていました。そのため国会では、「所属労働組合等による差別等が行われることのないよう特段の留意をすること」という附帯決



2月2日、杉浦国鉄総裁の記者会見の記事 (朝日新聞 87年2月3日)

## JRは偽証を繰り返し続けた!

JRは「名簿作成に一切関わっていない」「不当労働行為があっても国鉄の責任」と繰り返しました。以下は、裁判でのJRによる「偽証」のごく一部です。(JR提出の書面から引用。[ ]内は引用者)

- 被告らが行う新規採用の対象者の範囲を画する「名簿」の作成は、……国鉄の専権として定められているところであって、被告らの設立委員がかかる「名簿」の作成又は「名簿」記載者以外の者の採用について全く権限を有しない [1989年7月24日付書面]
- [JR]設立委員は、国鉄の名簿作成に関し、あらかじめ、一般的に採用の基準を提示するほかならんと関与するところはなく、そもそも、関与する権限がなかった [1994年3月8日付書面]
- [JR]の設立委員は、右名簿の作成について国鉄に指示等を与える余地は全くなく、また、この名簿に記載された候補者の中からのみ、新規採用者を決定する [1996年6月5日付書面]
- 本件関係組合員に対し採用通知を発しないことは、設立委員の採否の判断と関係なく、すでに国鉄が名簿を作成した段階において確定していた……「差別」なるもの(たとえあったとしても)は、採用された者に対する設立委員の通知によって生じるものではない。 [1997年6月25日付書面]
- 設立委員は……採用候補者名簿に記載されていない者について具体的に認識しえない [1999年9月29日付書面]

# 井手元J R西会長が選別解雇の真相を語っている!

(以下は、『国鉄改革前後の労務政策の内幕』より井手氏の発言録)

「30万人を21万5千人にする際の選考方法について……排除したいという気持ちは強かった。でも、それを余りに強く当局から言うとう不当労働行為になりかねない。」

「そこで当時、齋藤英四郎(当時の経団連会長)さんが(J R設立)委員長をしておられたんだけど、この人のところに、葛西君(元J R東海会長)と出かけて話に行き、そこで、委員長として、きちんとした選考基準を出してもらわないと困るんだと言いに行った。」

「選考基準に合致しなかった者は駄目なんだということにしよう。そして、選考基準は、齋藤さんが作れと言うので、不当労働行為と言われぬギリギリの線で葛西が案を作り、それを齋藤さんに(J R設立)委員会の席上、委員長案として出してもらい、それは了承された。」

「齋藤さんに…過去の処分歴みたいなものが、当然選考基準に入るとはいいじゃないかと行って説得した。」

議があがっています。そうした状況の中、国鉄が独自に、閣議決定された人数からさらに排除・解雇することはできませんでした。そのため、国鉄総裁は87年2月2日に「本州・四国は全員採用の方針」とマスコミに発表しています。

ここで事態は大きく動きます。国鉄総裁が記者に発表したまさにその日、国鉄幹部とJ R設立委員長だった齋藤英四郎との密談が行われていました。そこで齋藤は選別解雇のための「不採用基準」の策定を指示していました。その後、「不採用基準」は設立委員会の会議で「委員長案」として提出され、J R設立委員会として正式に決定されています。

J Rは閣議決定された採用人数も無視して、国会附帯決議も踏みにじり、労働組合員を選別・排除する目的で採用・不採用を決める権限を行使したのです。裁判でJ Rは何十年もの間、「無関係」と主張し続けてきましたが、すべて完全な「偽証」でした。J Rの悪質さは際立っています。こうした事実を無視して、形式的に「除斥期間」を理由に切り捨てると許されません。

## ◇井手・深澤の証人尋問が絶対に必要

この選別解雇の真実を明らかにするために、井手・深澤両名の証人尋問は絶対に必要です。この過程を直接知るのがこの2人だからです。

井手・元J R西会長は、「名簿不記載基準の策定を命じたのは齋藤英四郎委員長」と語った人物です。「隠された真実」の最大の核心である不採用基準策定を話し合った密会を直接知っている最後の人物です。深澤・J R東会長は採用候補者名簿からの排除を直接行った下手人です。さらに、その後も採用拒否を続け、J R東日本の社長にまでなり、不当労働行為の真実をすべて知りながら、事実を隠ぺいし続けてきた人間です。

不当労働行為であると最高裁で確定した「不採用基準」の作成を指示し、決定したのが誰だったのか。J Rがどれほど悪質なことをやってきたのか。裁判で証人尋問を実現し、すべてを明らかにさせなければなりません。

# 1月23日東京高裁第2回裁判 動労千葉 田中委員長の意見陳述

(1) 国鉄動力車労働組合総連合中央執行委員長の田中康宏です。国鉄分割・民営化に反対して闘ったストライキにより、1986年2月に解雇され、2001年10月から2019年10月まで国鉄千葉動力車労働組合の委員長もやっていました。

(2) 本意見陳述では、井手正敬、深澤祐二両名を証人調べが絶対に必要だということを述べたいと思います。それは、国鉄分割・民営化時のJR不採用・解雇について、裁判で「JRに法的責任なし」という判断がされたのは、悪質極まりないJR東日本の偽証によるものだったことが明らかになったからです。

(3) はじめにこの裁判の前提となる部分について、改めてお話ししたいと思います。

1987年4月1日、JRに不採用・解雇とされた国鉄労働者7628人が国鉄清算事業団に送り込まれました。この問題は、「採用差別事件」として、全国各地の地方労働委員会で次々に争われ、そこでは完勝といえる状況でした。中央労働委員会では内容的に大きく後退したものの、基本的な論理構造は維持されました。

その間JRは、「旧国鉄から提出された採用候補者名簿に載っていた者は全員採用した。それ以外のことは関知していない。」「無関係なJRが被申立人とされること自体心外だ。」とあって労働委員会に出席すらしないという対応でした。こうした状況の中、1990年4月1日、最後まで清算事業団を辞めずに残った1047名が「2度目の解雇」をされながらも、「絶対に納得できない」と解雇撤回の闘いを継続してきたのが国鉄1047名解雇撤回闘争です。

その後、この事件は裁判で争われますが、1998年5月28日、東京地方裁判所が「JRに法的責任なし」という、これまでの労働委員会で積み重ねられた救済命令をひっくり返す判決を出しました。2003年12月に最高裁判所では、評決が「3対2」と割れたものの、「JRに法的責任なし」とする判決が出され、確定しました。私たち動労千葉が争ってきた裁判でも2004年に同趣旨の判決が確定しています。

しかし、私たちは2004年12月に旧国鉄を引き継いだ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を相手に訴訟を提起し、闘いを継続しました。その中で2009年12月、驚きの事実が明らかになりました。国鉄分割・民営化当時、国鉄の職員局職員課補佐だった伊藤嘉道氏が、動労千葉12名を含め、本州でJR不採用になった117名は「採用候補者名簿に記載されていた」「名簿提出の直前、名簿不記載基準に基づいて名簿を作り直した」と明らかにしたのです。採用差別が行われてから、この事実が明らかになるまで実に23年近くの時間がかかりました。そして、2015年6月に「名簿不記載基準の策定自体が不当労働行為」とする判決が確定しました。

私たちは、この名簿不記載基準の策定を指示し、決定したのがJR設立委員会であったことも暴き出しました。国鉄の葛西敬之職員局次長（当時）、井手正敬総裁室長（当時）が、JR設立委員会の齋藤英四郎委員長（当時）と謀議し、名簿不記載基準が策定されていたのです。この謀議が行われたのはおそらく1987年2月2日です。齋藤委員長が基準を作るよう指示し、国鉄はその基準に基づいて一から作成し直した名簿を2月7日にJR設立委員会に提出しています。そして、2月12日の第3回設立委員会に齋藤委員長が名簿不記載基準を委員長案として提出し、採用候補者名簿とともに正式に決定されたのです。

国鉄改革法第23条第5項には「設立委員の行為はJRの行為」と規定されており、不当労働行為

の責任が J R 東日本にあることは明らかです。

(4) 現在、この裁判で再び闘うことになったのは、不当労働行為を確定させた最高裁判決が出され、その責任が J R 東日本にあることが明らかでありながら、J R 東日本が解雇撤回を拒み続けた上に団体交渉すら拒否しているからです。解雇当該の、生涯をかけた叫びを一体何だと思っているのか。この点だけでも、J R 東日本の不正義性は明らかです。

私たちは 2018 年 5 月に労働委員会へ不当労働行為として申し立てましたが、千葉県労働委員会、中央労働委員会は、「労働委員会への申立て期間を過ぎている」という一点で、審理することすら拒否して不当解雇を容認しました。しかし、「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合」には、「除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されない」というのが最高裁の判断です。J R 東日本がやってきたことは、あまりにも不正義であり、除斥期間を主張するなど許されません。

そもそも、真実を明らかにさせるためにここまで長い時間を要したのは、すべて J R 東日本が裁判でも労働委員会でも偽証を続けてきたからです。組合員を不当に選別し、解雇した張本人が、すべてを知っていながら真実を隠し、偽証を続けたのです。また、裁判だけでなく、私たちへの団交要求に対しても、同じく「自分たちは無関係だ」という嘘の理由で拒否し続けました。こうした不当労働行為が一貫して継続されてきたのです。形式的に除斥期間を適用してはなりません。徹底した事実調べが絶対に必要です。

(5) 国鉄改革法が労働組合差別に利用されることは、法律が作られる段階から懸念されていました。国鉄において数限りない組合差別＝不当労働行為が行われており、J R はどれだけ形式的に「国鉄と別会社だ」と言おうとも、実態は完全に一体だからです。そのため、国会で「所属労働組合等による差別等が行われることのないよう特段の留意をすること」という附帯決議があがっています。

そうした状況の中で、国鉄としては独自に閣議決定された採用予定人数を下回るような採用候補者名簿を作ることができませんでした。実際、当時の国鉄総裁は 87 年 2 月 2 日に「本州・四国は全員採用の方針」「新会社の希望数が採用予定数を下回っている場合、恣意的に埋めないのは問題」と記者会見で述べています。

逆に J R は閣議決定さえ無視して、採用予定数を下回っているにも関わらず、名簿からさらに排除するための基準作成を指示し、採用・不採用を決める権限を行使したのです。J R 東の「関知していない」「無関係」「選別していない」という主張とは真逆の現実です。J R 東日本の行いが社会正義に著しく反していることは明らかです。「除斥期間」を理由に免罪するなど許されません。

(6) 最後に、井手正敬、深澤祐二両名を証人として採用するよう改めて求めます。

井手正敬氏は、最大の核心である不採用基準策定を話し合った謀議に参加した人物です。「名簿不記載基準の策定を命じたのは斎藤英四郎設立委員会委員長」という事実を直接知っている最後の人物です。深澤祐二氏は、当時、先程の伊藤嘉道氏と同じく職員局職員課補佐であり、採用候補者名簿からの排除の過程を直接担った人物です。その後、J R 東日本の社長になり、不当労働行為の真実をすべて知りながら、事実を隠ぺいし続けてきた人間です。

国鉄分割・民営化の際の不当労働行為の真実を明らかにする上でも、J R 東日本がどれほどの不正義、不公正な行いをやってきたかを判断する上でも、この 2 名の証人尋問は必要不可欠です。改めて、井手正敬、深澤祐二両名の証人採用とともに、「解雇撤回・J R 復帰」の判決を出すよう強く求めます。

# 最高裁決定に基づき 解雇撤回・JR復帰、 団交開催判決を求める署名

動労総連合は国鉄1047名解雇撤回を貫き闘い続けています。国鉄からJRへの採用に際して策定された、国鉄分割・民営化に反対する組合員を排除する基準が、不当労働行為であったと最高裁で確定しました。不採用基準の策定はJR設立委員会が命じ、決定したことであり、従ってJRが不当労働行為責任を負うことも明らかになっています。しかし、JRは解雇を撤回せず、団体交渉にも応じようとしません。

労働委員会に申し立てたところ、中労委は事実調べ以前の調査さえ拒否して却下・棄却の命令を強行しました。労働者の団結権擁護という労働委員会の使命を放棄する暴挙です。東京地裁判決は、不当労働行為を否定できないにも関わらず、真実を隠ぺいして解雇を容認する判決でした。

不当労働行為に対しては、解雇撤回・JR復帰が当然の結論です。中労委命令を取り消し、解雇撤回・JR復帰の判決を出すよう強く要請します。

お名前	ご住所